



事務所だより11月

2013(H25)

◆アルバイトの非行増加！万が一に備えて就業規則をチェック

◆飲食店や小売店で被害が続出

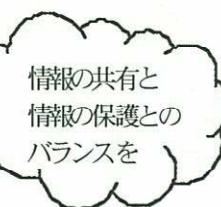
コンビニのアルバイト店員がアイス用の冷凍庫の中に入っているところを写真に撮ってSNSに掲載した事件を皮切りに、最近、飲食店や小売店で類似の事件が相次いで起こっています。

中には事件をきっかけに閉店することとなった店舗もあることから経営者がこの問題を軽く考えてアルバイトに対する教育や労務管理をおざなりにすることは、経営の存続をも危うくする大きなリスクをはらんでいるといえます。

◆被害を未然に防止するには？

こうした非行を未然に防止するためには、就業時間中は業務に集中することとして携帯電話（スマホ）の操作やSNS等へのアクセスを禁じたり、休憩時間中や就業時間外であっても勤務先の不利益につながるような行為は厳に慎むべきことを教育したりする必要があります。

さらに、これらのことと職場におけるルールとして徹底するとともに、就業規則や店舗に備付けの業務マニュアル等にも明記しておく必要があるでしょう。



◆万が一に備えて就業規則等を確認

正社員用の就業規則だけでアルバイト用のものは作成されていなかったり、アルバイト用の就業規則はあるが規定内容に不備があつたりするケースもあります。また、使用する労働者数が10人未満であることを理由として、そもそも就業規則が作成されていないこともあります。就業規則に不備がある場合、万が一、従業員に非行があつてもそれを事由とする懲戒処分に付したり懲戒解雇にしたりすることができなくなるおそれがあります。

こうした問題を抱える会社では、自社の就業規則をチェックし、作成の仕方や見直しの要否等について検討してみると良いでしょう。

◆話題の「成年後見制度」現在の状況と課題

◆需要高まる「成年後見」

高齢化社会の進展とともに、「成年後見」の需要が高まっているようです。

「成年後見制度」は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人（本人）について、その行為能力を制限するとともに、本人の能力を後見的立場から補完することによってその権利を守るためにあります。

「成年後見人」の選任対象は、親族や弁護士、司法書士、社会保険労務士などで、仕事は法律行為に関するものに限られ、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりします。

◆後見人による不正も問題に

需要が高まっている一方で、成年後見制度の利用が増えるに伴い、後見人による不正も問題となっています。

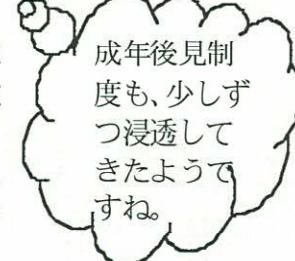
最高裁判所の報告によると、成年後見人の起こした不正は、2010年6月から2012年12月末までに1,058件、被害金額は94億円超にも上っています。うち、親族後見人による不正が1,032件を占めています。

◆専門職の選任割合が増加

こうした背景を踏まえ、また、適切な財産管理を行うという観点から、後見人として、親族ではなく弁護士や司法書士、社会保険労務士などの専門職を選任するケースが増えています。

専門職の選任割合は、2012年に51.5%となり、2000年の後見制度開始以来、初めて半数を超えるました。

今後は、裁判所等が後見人の業務を適切に監督する体制づくり等も求められると考えられます。



平成25年（2013）11月

1	金	祇園をどり～10日 京都御所 秋季一般公開～6日
2	土	
3	日	文化の日 曲水の宴 城南宮
4	月	
5	火	
6	水	第2種 電気工事士試験(下期) 筆記試験 合格発表日
7	木	
8	金	第1種 電気工事士試験 筆記試験 合格発表日
9	土	
10	日	建設業計理士試験 1.2級(上期)合格発表日 建設業計理士試験 1.2級(下期) および 建設業経理事務士試験検定 3.4級 試験申込み受付開始 ～11月30日(試験日:平成26年3月9日) 嵐山もみじ祭り
11	月	源泉所得税の納付 2級建築及び電気工事施工管理技術検定試験実施 (合格発表日:平成25年2月7日) 「税を考える週間」～17日
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	2級管工事施工管理技術検定試験実施 2級造園施工管理技術検定試験実施 1.2.3級 日商簿記検定実施
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	勤労感謝の日 筆供養 東福寺正覚庵
24	日	
25	月	
26	火	1・2級建設機械施工技術実地検定 合格発 平成24年11月下旬
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
1	日	
2	月	9月決算法人の確定申告 3月決算法人の中間申告